

## 品質と安全性に関するデータ等の自主登録規定

### 1. 目的

自主管理により、抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤又は抗ウイルス加工剤が「品質と安全性に関する自主規格」を満足していることを明らかにするために、会員が本会に自主登録する「品質と安全性に関するデータ等」について定める。防カビ剤の登録は K26「防カビ剤のポジティブリスト収載判定規定」に定める。

### 2. 用語の定義

「表示・用語等に関する規定」第3項による。

### 3. 提出データ

- (1) 抗菌剤又は抗ウイルス加工剤メーカー等（剤の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）  
抗菌剤の場合は「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠ（抗菌剤）」に、抗ウイルス加工剤の場合は「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅦ（抗ウイルス加工剤）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (2) 抗菌加工製品メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）  
同等抗菌加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅡ（抗菌加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (3) 防カビ加工製品メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）  
同等防カビ加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ（防カビ加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (4) 抗ウイルス加工製品メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）  
同等抗ウイルス加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅤ（抗ウイルス加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (5) 業務用除菌膜施工用塗材メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）  
同等除菌膜施工用塗材群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅥ（除菌膜施工用塗材）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (6) 抗菌加工製品の試験証明書の写し  
抗菌加工製品は、「品質と安全性に関する自主規格」第4項による JNLA ロゴ付き試験証明書の写しを事務局に提出する。JIS Z 2801 の5項以外の試験法で評価した場合には JNLA ロゴのない試験証明書を事務局に提出する。
- (7) 抗ウイルス加工製品の試験証明書の写し  
抗ウイルス加工製品は、「品質と安全性に関する自主規格」第6項に記載された試験機関発行の試験報告書の写しを事務局に提出する。
- (8) 業務用除菌膜施工用塗材の試験証明書の写し  
業務用除菌膜施工用塗材は、「品質と安全性に関する自主規格」第7項に記載された試験機関発行の試験報告書の写しを事務局に提出する。
- (9) 製品安全データシート（SDS）  
抗菌剤メーカー等は、抗菌剤の物理化学的性状および取扱い上の注意事項等が記載された SDS を事務局に提出する。
- (10) 剤または加工剤が優先評価化学物質の場合

平成 21 年 5 月 20 日に改正された新化審法において優先評価化学物質（化審法第 2 条第 5 項）として指定された化学物質が含まれている製品にあつては、当該薬剤を使用した製品についての障害情報を登録後半年ごとに提出しなくてはならない。

#### 4. 自主登録の受理

事務局は、「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート I（抗菌剤）、II（抗菌加工製品）、III（防カビ加工製品）、V（抗ウイルス加工製品）、VI（業務用除菌膜施工用塗材）」又は VII（抗ウイルス加工剤）」に必要な事項が記載されており、かつ、第 3 項による資料の提出があれば受理し、その旨を自主登録者（会員）に通知する。

#### 5. SIAA マークの表示

「自主登録受理通知書」記載の当該抗菌加工製品（および同等抗菌加工製品群）、抗菌剤、当該防カビ加工製品（および同等防カビ加工製品群）、当該抗ウイルス加工製品（および同等抗ウイルス加工製品群）、抗ウイルス加工剤、当該業務用除菌膜施工用塗材（及び同等業務用除菌膜施工用塗材）については、SIAA マークの使用申請により、これを表示することができる。なお、詳細については「表示・用語に関する規定」及び「SIAA マーク管理運用規定」による。

#### 6. 情報公開

本会は、自主登録された「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート I（抗菌剤）、II（抗菌加工製品）、III（防カビ加工製品）、V（抗ウイルス加工製品）、VI（業務用除菌膜施工用塗材）及び VII（抗ウイルス加工剤）」について情報公開する。情報公開の方法等については「ウェブサイト管理運用規定」で定める。

#### 7. 自主登録関連書類の保管

会員は、自主登録関連書類（電子媒体等を含む）を当該製品の販売が終了後 10 年間保管するものとする。

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 11 年 6 月 02 日

改訂：平成 12 年 6 月 22 日

改訂：平成 13 年 6 月 22 日

暫定改訂：平成 13 年 7 月 24 日

改訂：平成 15 年 5 月 15 日

改訂：平成 19 年 2 月 2 日

改訂：平成 19 年 5 月 21 日

改訂：平成 19 年 12 月 21 日

改訂：平成 23 年 12 月 20 日

改訂：平成 25 年 5 月 10 日

改訂：2021 年 12 月 14 日

（業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する）

改訂：2023 年 5 月 29 日